第四条の二第一項に次の一号を加える。

三　所得税（復興特別所得税と併せて納付し、若しくは徴収し、又は還付する所得税に限る。）及び復興特別所得税

第四条の二中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　第二項の規定は、第一項第三号に掲げる国税に係る受入金又は支払金について第二十二条第一項又は第二十三条の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第二項中「二百八十七分の二百四十三又は二百八十七分の四十四」とあるのは「百二・一分の百又は百二・一分の二・一」と、「揮発油税又は地方揮発油税」とあるのは「所得税又は復興特別所得税」と読み替えるものとする。

第四条の三中「前条第四項から第六項まで」を「前条第五項から第七項まで」に、「及び特別とん税」を「、特別とん税、復興特別所得税及び復興特別法人税」に、「とする」を「とし、復興特別所得税又は復興特別法人税に係るものは東日本大震災復興特別会計に係るものとする」に改める。

第四条の四中「一般会計又は」を「一般会計」に、「の歳入」を「又は東日本大震災復興特別会計の歳入」に、「若しくは第三項」を「から第四項まで」に改める。

附則第三項の表第四条の二第五項の項中「第四条の二第五項」を「第四条の二第六項」に改める。

第六条　独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）の一部を次のように改正する。

第八条に次の一項を加える。

2　前項の規定にかかわらず、別表の第一欄に掲げる独立行政法人が通則法第四十六条の規定による交付金（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項第四号の規定に基づき補助金等として指定されたものを除く。）であって平成二十三年度の一般会計補正予算（第3号）及び平成二十四年度以降における東日本大震災復興特別会計の予算に計上されたものの交付を受けて特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第二百二十二条第二項に規定する復興施策に関する業務を行う場合における当該復興施策に関する業務に係る国庫納付金は、東日本大震災復興特別会計に帰属する。

第七条　独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法施行令（平成十五年政令第三百六十四号）の一部を次のように改正する。

第十条に次の一項を加える。

2　前項の規定にかかわらず、機構が通則法第四十六条の規定による交付金（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項第四号の規定に基づき補助金等として指定されたものを除く。）であって平成二十三年度の一般会計補正予算（第3号）及び平成二十四年度以降における東日本大震災復興特別会計の予算に計上されたものの交付を受けて特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第二百二十二条第二項に規定する復興施策に関する業務を行う場合における当該復興施策に関する業務に係る国庫納付金は、東日本大震災復興特別会計に帰属する。

附則第七条第二項、第八条第三項及び第十四条第一項中「第十条第三号」を「第十条第一項第三号」に改める。

（独立行政法人科学技術振興機構法施行令の一部改正）

第八条　独立行政法人科学技術振興機構法施行令（平成十五年政令第四百三十九号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「第十二条第二項及び第三項」を「第十二条第三項及び第四項」に改める。

第十二条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「（平成十九年法律第二十三号）」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定にかかわらず、機構が独立行政法人通則法第四十六条の規定による交付金（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項第四号の規定に基づき補助金等として指定されたものを除く。）であって平成二十四年度以降における東日本大震災復興特別会計の予算に計上されたものの交付を受けて特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第二百二十二条第二項に規定する復興施策に関する業務を行う場合における当該復興施策に関する業務に係る国庫納付金で一般勘定におけるものは、東日本大震災復興特別会計に帰属する。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令の一部改正）

第九条　独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成十六年政令第百八十二号）の一部を次のように改正する。

第七条に次の一項を加える。

2　前項の規定にかかわらず、機構が通則法第四十六条の規定による交付金（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項第四号の規定に基づき補助金等として指定されたものを除く。）であって平成二十三年度の一般会計補正予算（第3号）及び平成二十四年度以降における東日本大震災復興特別会計の予算に計上されたものの交付を受けて特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第二百二十二条第二項に規定する復興施策に関する業務を行う場合における当該復興施策に関する業務に係る国庫納付金は、東日本大震災復興特別会計に帰属する。

附則第二条第二項中「第七条第一項第二号」を「第七条第一項第二号」に改める。

（国立大学法人法施行令の一部改正）

第十条　国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「をいう」の下に「。第七条第二項において同じ」を加える。

第七条に次の一項を加える。

2　前項の規定にかかわらず、国立大学法人等が準用通則法第四十六条の規定による交付金（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項第四号の規定に基づき補助金等として指定されたものを除く。）であって平成二十三年度の一般会計補正予算（第3号）及び平成二十四年度以降における東日本大震災復興特別会計の予算に計上されたものの交付を受けて特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第二百二十二条第二項に規定する復興施策に関する業務を行う場合における当該復興施策に関する業務に係る国庫納付金は、東日本大震災復興特別会計に帰属する。

附則第十一条第二項中「（昭和三十年法律第百七十九号）」を削る。

（総合法律支援法施行令の一部改正）

第十一条　総合法律支援法施行令（平成十八年政令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条に次の一項を加える。

2　前項の規定にかかわらず、支援センターが法第四十八条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。第十八条において「準用通則法」という。）第四十六条の規定による交付金（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項第四号の規定に基づき補助金等として指定されたものを除く。）であって平成二十四年度以降における東日本大震災復興特別会計の予算に計上されたものの交付を受けて特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第二百二十二条第二項に規定する復興施策に関する業務を行う場合における当該復興施策に関する業務に係る国庫納付金は、東日本大震災復興特別会計に帰属する。

第十八条中「法第四十八条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）」を「準用通則法」に、「第二条の六まで、第二条の七第一項及び第二条の八」を「第二条の八まで」に改め、同条の表第二条の二第一項第四号の項及び第二条の四第一項第七号の項を削り、同表第二条の七第一項の項を次のように改める。

第二条の七第一項	通則法	準用通則法